

気象庁長官 殿

国土交通大臣 太田 昭宏

平成26年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成26年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実について

気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。また、気象情報を充実し、適時、的確にわかりやすい情報を発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。

[具体的な目標]

- ・ 台風による被害の軽減を図るため、数値予報モデルとその初期値の精度の改善を進めるとともに、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通じて、台風中心位置の72時間先の予報誤差（前5年の平均）を、平成22年の302kmから平成27年までに260kmとすること。
- ・ 緊急地震速報の震度予想の精度向上を進め、震度4以上を観測し、又は予想した地震について、予想誤差±1以下に収まる地域の割合を、平成22年度の28%から平成27年度までに85%以上とすること。
- ・ 津波シミュレーション技術を用いた津波警報の更新のための沖合津波観測データの活用を進め、その数を平成26年度までに35観測点以上とすること。
- ・ 天気予報の精度向上を進め、翌日の「降水確率」、「最高気温」及び「最低気温」の予報が大きく外れた年間日数を、平成28年までに平成23年実績からそれぞれ1割程度減らすこと。

（注）「降水確率」は50%以上外れ。「最高気温」及び「最低気温」は3℃以上外れ。

- ・ 平成25年度に実施した特別警報の初回発表に係る緊急調査結果や、平成25年台風第26号の大雨による伊豆大島での大規模災害などから明らかになった課題を踏まえ、地方气象台等による地方公共団体の防災対策への支援活動を強化すること。

2. 気象業務の技術に関する研究開発の推進について

最新の科学技術の成果を的確に取り入れ、気象等の予測モデル、観測・予報システム

等の技術に関する研究開発を計画的に推進するとともに、我が国の気象業務の技術基盤を確立する。

[具体的な目標]

- ・次期静止気象衛星「ひまわり8号」については、平成27年度に観測運用を開始するため、平成26年度は衛星全体の最終的な試験を行い、打ち上げ作業と打ち上げ後の軌道上試験等も行うこと。また、「ひまわり9号」については、平成29年度に待機運用を開始するため、平成26年度は気象観測カメラを完成させ、通信機器の製造等も進めること。

3. 気象業務に関する国際協力の推進について

国際的中枢としての機能を強化し、アジア地域等各国の気象業務を支援するとともに、世界気象機関（WMO）等国际機関の活動や国際共同研究計画等に貢献する。

[具体的な目標]

- ・気象庁は世界気象機関（WMO）からの要請を受け、「温室効果ガス世界資料センター（WDCGG）」を運営している。温室効果ガス世界資料センターではデータ提供者からデータを受領し、データベース化し、データ利用者へ提供するとともに、データ提供者へ還元している。平成28年度までにデータ利用者の利便性向上を図るとともに、データ提供者に対し有益な情報を拡充していくこととし、平成26年度は25年度に引き続きデータベースを構築するとともに、データ提供・取得の操作性・利便性を高めるための設計・構築を行うこと。

（注）「データ提供者」は約70か国、約90機関、約320地点。

4. 気象情報の利用促進について

民間における気象業務の健全な発達を支援し、気象情報の利用拡大を図るため、わかりやすい気象情報を民間へ提供する機能を向上させるとともに、気象情報に関する知識について幅広い普及を図る。

[具体的な目標]

- ・大きな地震の際に高層建築物等に被害をもたらすおそれのある長周期地震動について、平成24年度から提供を開始した「長周期地震動情報」の周知・広報に取組み、平成29年度までに、「長周期地震動情報」の三大都市圏住民の認知度を50%以上とすること。
- ・気象情報や自然現象から住民が自らの判断で状況に応じた的確な行動をとることのできるような風土・文化の醸成を目指し、全国各地の气象台は、教育機関、防災機関（地方公共団体）、報道機関または専門的知識を有する民間団体への支援・働きかけにより、気象情報に係る普及啓発活動の裾野を拡大すること。